

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

国民年金保険料の納付忘れはありませんか

平成28年度の保険料は、月額16,260円です。保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、＊納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、北見年金事務所または津別町役場国民年金窓口（⑧番）へご相談ください。

＊納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

問い合わせ先
北見年金事務所 ☎ 0157 - 25 - 9635

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を！

平成28年中に国民年金保険料を納付した方には日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には、「控除証明書」や領収書の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料を納付した期間	「控除証明書」が送られてくる時期
平成28年1月1日から9月30日までの間に納付された方	11月上旬
平成28年10月1日から12月31日までの間に今年に初めて納付された方	平成29年2月上旬

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納めた場合は、その分も控除の対象となります。控除証明書と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、世帯主または生計を同じくしている配偶者その他の親族の国民年金保険料を納めた場合は、納付した人がその保険料の控除を受けられます。

■問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**
☎ 0570 - 003 - 004 (ナビダイヤル)
050 から始まる電話でおかけになる場合は 03 - 6630 - 2525

《受付期間》 平成28年11月1日(火)～平成29年3月15日(水)

《受付時間》 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
＊ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国各地からでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話等からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
＊「03 - 6630 - 2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

雇用保険の拡大について

《平成29年1月1日より》

① 65歳以上の方も雇用保険の適用対象になります

② 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合、平成29年1月1日以降も継続して雇用がある場合は、前記①のいずれかに該当し、雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること)を満たす場合には、管轄ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。②の場合は提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

③ 65歳以上の被保険者も教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象となります

④ 育児休業・介護休業給付金の用件を見直します

⑤ 育児休業給付金の対象となる子の範囲の拡大
⑥ 介護休業給付金の対象家族の拡大
⑦ 介護休業の取得回数緩和
⑧ 有期契約労働者の育児休業・介護休業給付支給要件の緩和

問い合わせ先 ハローワーク美幌 ☎ 73 - 3555

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について(色は「黄緑色」です)

後期高齢者医療制度では、医療費が高額となった場合、過度な負担とならないよう下記に該当する方へ減額認定証を発行しています。対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は役場後期高齢者医療担当窓口⑨番へ申請してください(住民税課税の方は手続き不要です)。

▼減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で『区分Ⅰ』に該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

入院の場合
区分Ⅱに食事代も
軽減されます



※長期にご自宅を離れる方へお願い

最近、後期高齢者医療担当より通知等を発送した際、本人の手元に届かない場合があります。長期に家を空けられる方は、下記までご一報ください。

問い合わせ先 保健福祉課 後期高齢者医療担当 ☎ 76 - 2151 (内線 229)

11月9日は『119番の日』です

119番通報のポイント「あわてず・落ち着いて・正確に」次の内容を通報して下さい

通信指令室

119番通報を受理

消防署です。火事ですか？ 救急ですか？

通報者

「火事(救急)です」

通信指令室

美幌町ですか？ 津別町ですか？

通報者

「津別町です」

通信指令室

名前と住所を教えてください。

通報者

「消防太郎という家です」「住所は、〇〇町〇番地です」

※隣の住宅名や近くの目標物をお聞きすることがあります。

通信指令室

何が燃えていますか？ 誰がどうしましたか？

通報者

「家が燃えています」「交通事故で怪我人がいます」など

通信指令室

逃げ遅れた人はいませんか？ 怪我人は何名で、怪我はどの程度ですか？

分かりました。消防車(救急車)がすぐに出動します。

※最後に通報者の氏名・電話番号をお聞きします。



◎ 119番通報を受理し、火事が救急か・発生場所・大まかな内容がわかればすぐに消防車(救急車)が出動します。出動後に必要な情報をお聞きしますので、「いいから早く来い!」と言ったり途中で電話を切ったりせず、通信指令員の質問に最後まで落ち着いてお答えください。ご理解、ご協力をお願いします。

※ 119番通報訓練【10時～15時】消防署では、119番通報訓練を実施しますので、是非参加して下さい。

★ 8月と9月に火災が発生しています。火の取扱いには十分注意してください!

問い合わせ先 津別消防署 ☎ 76 - 2189